

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件 二七七
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二七七
- 福島県収用委員会
- 土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件 二七七

告 示

福島県告示第四百二十七号
 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 届出事項
 - 1 発起人の住所及び氏名
 - 双葉郡浪江町大字請戸字中島十二番地一 小松 修一郎
 - 同 郡同 町大字請戸字北久保六十七番地 石川 康夫
 - 同 郡同 町大字請戸字角畑五十七番地二 柴野 隆
 - 2 加入区の名称
 - 請戸加入区
 - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
 - 相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
 - 平成三十年五月十五日から平成三十年五月二十九日まで
- 2 縦覧の場所
 - 相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

（水産課）

福島県告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年五月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 平野文三 酒島ヨツ 馬場市雄 平野文三 星カヨ子 酒島善造 渡部卓司 馬場幸次 星カヨ子
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第四百二号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福 島 県 収 用 委 員 会

- 福島県収用委員会告示第一号
 - 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成三十年四月二十四日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成三十年五月十五日

福島県収用委員会
 会長 渡 邊 真 也
- 一 起業者の名称

二 国土交通大臣
 事業の種類
 一般国道一一五号改築工事（相馬福島道路・福島県伊達市霊山町下小国字力持地内から同県伊達郡桑折町大字松原字中島地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び普通河川付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地目		地積（平方メートル）	実測	収用又は使用しようとする土地の地積（平方メートル）
	登記	現況			
福島県伊達市霊山町掛田字玉田 七八番	ため池	宅地	四八	四八・四〇	収用の部分 二二三・五二一
八〇番	田	宅地	二二二	二二二・七	収用の部分 〇・四六 〇・九六

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

1 使用方法
 道路排水路の設置に当たり隣接する土地を掘削するため、収用する土地から五十センチメートルの範囲において使用

2 使用期間
 明渡しの期限の翌日から起算して一年間

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
岡崎 友明	福島県伊達市霊山町掛田字宮内六六番地

六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類及び持分
 不明。ただし、別表第一に掲げる者又は別表第二に掲げる者

別表第一

別表第二

氏名	住所	権利の種類	持分
渡邊 栄	福島県伊達市霊山町掛田字玉田七七番地一	使用借権	不明
岡崎 由美子	福島県伊達市霊山町掛田字宮内二一九番地六	使用借権	不明